

「原子力災害医療活動実施要領」について

- 国の「原子力災害対策指針」、「原子力災害拠点病院等の指定要件」、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」、「泊地域の緊急時対応」や、道の「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」、「UPZにおける安定ヨウ素剤の配布に係る基本的な考え方」などを踏まえ所定の改正を実施。

【今回修正の主な内容】

- 名称の変更
「緊急被ばく医療活動実施要領」→「原子力災害医療活動実施要領」
その他、本文中においても適宜修正

- 体制の変更
【従前】
初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関
【今後】
 - ・ 原子力災害医療協力機関
原子力災害医療や立地道府県が行う原子力災害対策等を支援
 - ・ 原子力災害拠点病院
原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を実施
 - ・ 高度被ばく医療支援センター
拠点病院で対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を実施
 - ・ 原子力災害医療・総合支援センター
平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに、原子力災害時において原子力災害派遣医療チームの派遣調整等を実施

- 原子力災害医療調整官の設置について
→医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や、推定被ばく線量に基づいてその搬送先を指示するほか、必要に応じ、他の立地道府県に対して派遣チームの派遣要請を実施
- 原子力災害派遣医療チームの整備について
→原子力災害が発生またはそのおそれがある被災道府県において救急医療を行うことのできる専門的な研修、訓練を受けた医療チーム

- 避難退域時検査について
「救護所」に関する記載→「避難退域時検査場所」に関する記載

- 安定ヨウ素剤関係
ゼリー剤に関する記載の追加

【その他】

- ・ 策定後も、最新の知見等に照らし随時見直しを行っていく予定